

7. 会議の概要

局長(竹生)	ただいまから、令和2年12月定例農業委員会を開催いたします。 それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
松村会長	「会長あいさつ」 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の議案審議を行い、協議事項の「農地利用最適化の推進に向けて」は、最後に協議をお願いします。なお、本日は、ブロックに分かれての協議は行わず、全員での協議といたします。 終了予定は、遅くとも午後3時30分を予定しています。
局長(竹生)	ありがとうございました。それでは、これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
議長(会長)	これより本日の会議に入ります。事務局から12月分の経過報告を申し上げます。
事務局(多田)	それでは、12月分の経過報告をいたします。「経過報告 説明」
議長(会長)	事務局からの報告はお聞きのとおりです。なにかご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、次に本日の議事録署名委員ですが、 12番 平泉節子 委員 / 4番 酒井清泰 委員 の両名をお願いします。 これより議事に入ります。 日程第1 議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について を議題とします。事務局より説明願います。
事務局(山本)	それでは、議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について ご説明いたします。
議長(会長)	これについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
北山委員	図面のとおり、場所は、勝山ニューホテルの前です。一部を転用され、残りは引き続き農業をされるということで、何ら問題はありません。
議長(会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
高野委員	分筆の必要はないのでしょうか。測量をしているんですね。
事務局(山本)	一部転用が可能ですので、分筆の必要はありません。測量につきましては建築業者が実測を行っております。
議長(会長)	他にございませんか。ないようですので、これより、議案第35号について採決いたします。 議案第35号は「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。 <異議なし> それでは、議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について は、原案のとおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。 続きまして、日程第2 議案第36号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明について を議題とします。事務局より説明願います。
事務局(山本)	それでは、議案第36号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明について ご説明いたします。
議長(会長)	これについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
山内委員	現地確認を行いました。耕作されておりました。農地として利用されており、何ら問題ないと考えます。
議長(会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
酒井委員	一部だけ贈与の場合は、面積の要件はあるのでしょうか。以前は3,000㎡の要件があったように思うのですがいかがでしょうか。

事務局(山本)	こちらでお調べする限りでは、すべての農地を贈与することが条件となっておりますが、特例等あるかもしれませんので、一旦お調べし1月の定例会で報告させていただきます。また酒井委員には、分かり次第、ご連絡いたします。
前田委員	要件が4件ありましたが、この要件は全て満たさないといけないのですか。
事務局(山本)	そのとおりです。
前田委員	もし、認定農業者を外れたらどうなるのでしょうか。
事務局(多田)	その場合は、打ち切りとなります。
笠松委員	贈与者の所有面積と、贈与税の納税猶予を受ける申請農用地の面積の合計に相違がありますが、どうしてでしょうか。
事務局(山本)	相違分はため池の分になります。贈与者は全ての農地を贈与していますが、中にため池が1筆ありまして、こちらは贈与税猶予の対象となりませんので、今回の議案に上げられていません。この分が面積の相違となっております。
議長(会長)	他にございませんか。ないようですので、これより、議案第36号について採決いたします。 議案第36号は原案どおり承認することに異議ございませんか。 <異議なし> それでは、議案第36号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明については、原案のとおり承認することに決しました。
事務局(山本)	続きまして、日程第3 議案第37号 現況証明願いについて を議題とします。事務局より説明願います。 それでは、議案第37号 現況証明願いについて ご説明いたします。
議長(会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
牧野元恵委員	資料にありますように、集落の山裾の元田んぼです。現状は20年以上経過した木が生えておりまして、農地とはいえない現況です。以上です。
北山委員	すでに更地であり、塀の中に土地が残っているという状況です。農地としては使えない状況ですし、売るにしろ貸すにしろ農地のままではどうにもならない土地だと考えます。よろしく願います。
山内委員	現地確認をしましたが、農地として使われておりませんので、申請のとおりと考えます。以上でございます。
議長(会長)	説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
酒井委員	県外の申請者については、どのように手続きされていますか。
事務局(山本)	県外の方は、司法書士を通じて申請される方がほとんどです。許可証は司法書士を通じて申請者に届きます。
中村職務代理 事務局(多田)	ホームページに現況証明の様式がないようなので、確認してください。 確認し、ないようでしたら速やかに掲載します。
議長(会長)	他にございませんか。ないようですので、これより、議案第37号について採決いたします。 議案第37号は原案どおり承認することに異議ございませんか。 <異議なし> それでは、議案第37号 現況証明願いについては、原案のとおり承認することに決しました。 続きまして、日程第4 議案第38号

議長(会長)	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業による)と、</p> <p>日程第5 議案第39号</p> <p>農用地利用配分計画(案)について を議題とします。事務局より説明願います。</p>
事務局(多田)	<p>それでは、議案第38号</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業による)</p> <p>及び、議案第39号</p> <p>農用地利用配分計画(案)について ご説明いたします。</p>
議長(会長)	<p>説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんかないようですので、これより、議案第38号について採決いたします。</p> <p>議案第38号は原案どおり承認することに異議ございませんか。</p> <p><異議なし></p> <p>それでは、議案第38号</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業による)は、原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>続きまして、議案第39号について採決いたします。</p> <p>議案第39号は「適当である」旨の意見を付すことに異議ございませんか。</p> <p><異議なし></p> <p>それでは、議案第39号</p> <p>農用地利用配分計画(案)については、「適当である」旨の意見といたします。</p> <p>続きまして、議案第40号</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借件の設定)を議題とします。事務局より説明願います。</p> <p>なお、中村代理・酒井委員は当議案の当事者となりますので退出願います。</p>
事務局(多田)	<p>それでは、議案第40号</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権の設定)ご説明いたします。</p>
議長(会長)	<p>説明は以上です。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんかないようですので、これより、議案第40号について採決いたします。</p> <p>議案第40号は原案どおり承認することに異議ございませんか。</p> <p><異議なし></p> <p>それでは、議案第40号</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権の設定)は、原案どおり承認することに決しました。</p> <p>中村代理・酒井委員におかれましては入室ください。</p> <p>次に、報告事項に入ります。</p>
議長(会長)	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について 事務局から報告願います。</p>
事務局(山本)	<p>それでは、農地法第3条の3第2項の規定による届出について 報告いたします。</p>
議長(会長)	<p>このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。</p>
山内委員	<p>3番の方につきましては、被相続人はご存命かと思えます。</p>
事務局(多田)	<p>お調べしたところ、ご健在でしたので訂正いたします。大変失礼いたしました。</p>
議長(会長)	<p>他にございませんか。ないようですので、次に</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知について 事務局から報告願います。</p>

事務局(多田) 議長(会長)	それでは、農地法第18条第6項の規定による通知について 報告いたします。 このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、次に農地の転用事実に関する照会の回答について 事務局から報告願います。
事務局(山本) 議長(会長)	それでは、農地の転用事実に関する照会の回答について 報告いたします。 このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、その他に入ります。(1) 農業委員報酬について 事務局より説明願います。
局長(竹生) 議長(会長)	「説明」 このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、(2) 研修費・慶弔費の集金について 事務局より説明願います。
事務局(山本) 議長(会長)	「説明」 このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、(3) 農業振興講演会について 事務局より説明願います。
事務局(多田) 議長(会長)	「説明」 このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、(4) 新年会について 事務局より説明願います。
事務局(多田) 議長(会長)	「説明」 このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 それでは 1 月定例農業委員会の開催について 事務局より説明願います。
事務局(多田) 議長(会長)	次回は、1月24日(金) 午後3時から、開催予定としております。 次に協議事項の、集落営農組織の経営状況について 事務局より説明願います。
事務局(多田) 議長(会長)	「説明」 このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、各地区の状況説明 を議題とします。事務局より説明願います。
事務局(多田) 議長(会長)	「説明」 12月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。
職務代理者	「閉会のことば」

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

12番 平泉 節子 ㊞

4番 酒井 清泰 ㊞